公告第１３号
令和8年10月30日

令和８年度　公示送達書

京都府府税事務所長　印

下記の者に係る書類について、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

送達する書類	氏　名　又は　名　称	納　期　限	変更納期限	摘　　要
地方税法の規定により送達する書類	明田　株式会社	令和8年6月1日	令和8年8月25日	
	外　２７件（別紙一覧のとおり）			

注　地方税法第20条2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

第　13　号

令和　8年度　公示送達書

令和　8年10月30日　　1頁

京都府府税事務所長

下記の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

送達する書類	氏　名　又　は　名　称	納　期　限	変更納期限	摘　要
地方税法の規定により送達する書類	明田　株式会社	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	岡田　純	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/31	
地方税法の規定により送達する書類	施　銘	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	木下　風人	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	
地方税法の規定により送達する書類	松本　涼仁	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	
地方税法の規定により送達する書類	松魚　寛之	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	髙野　敦典	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	
地方税法の規定により送達する書類	キャナリープランニング　合同会社	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	伊地　弘貴	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社　ＦＡＤ　ＲＩＤＥ	R 8/ 6/ 1	R 8/ 7/24	
地方税法の規定により送達する書類	眞里谷　大地	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	

注　地方税法第20条2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

第　13　号

令和　８年度　公示送達書

令和　８年１０月３０日　　２頁

京都府府税事務所長

下記の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

送達する書類	氏　名　又　は　名　称	納　期　限	変更納期限	摘　要
地方税法の規定により送達する書類	ＦＵ　ＺＥＲＯＮＧ	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	
地方税法の規定により送達する書類	松本　涼仁	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	
地方税法の規定により送達する書類	池内　信介	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	
地方税法の規定により送達する書類	山内　勇佑	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	前田　武	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	畑　紀行	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社　タマコウ	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	野中　茂	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	荒田　充	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	内田　月乃	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	宮田　竜司	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	

注　地方税法第20条2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

第　13　号

令和　８年度　公示送達書

令和　８年１０月３０日　　３頁

京都府府税事務所長

下記の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。なお、この書類は当所に保管していますから、いつでもお受け取りください。

送達する書類	氏　名　又　は　名　称	納　期　限	変更納期限	摘　要
地方税法の規定により送達する書類	株式会社　安川建設	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	株式会社　グリーンランド	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	山川　三則	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	中村　一生	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	西脇製パン　有限会社	R 8/ 6/ 1	R 8/ 8/25	
地方税法の規定により送達する書類	飯島　直樹	R 8/ 6/ 1	R 8/ 9/25	

注　地方税法第20条2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。